第十条の二第一項中「に次長一人を、地方協力局に」を「及び地方協力局に、それぞれ」に改める。

第十条の三第一項中「五人」を「七人」に改める。

第十二条第六号を削る。

第十三条第九号中「秘書課」を「防衛政策局」に改める。

第十三条の二に次の一号を加える。

九　防衛会議の庶務に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。

第十六条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

七　防衛会議の庶務に関すること（第六条第一号から第七号までに掲げる事務に係るものに限る。）。

第三章を第二章とし、第四章から第八章までを一章ずつ繰り上げる。

附則第三項中「附則第九項」を「附則第十項」に改め、附則中第十三項を第十四項とし、第四項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

（大臣官房審議官の設置期間の特例）

4　第十条の三第一項の審議官のうち一人は、平成二十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十条の十三」を「―第三十条の十五」に改める。

第二章第四節中第三十条の十三を第三十条の十五とし、第三十条の十二を第三十条の十四とし、同条の前に次の二条を加える。

（自衛隊情報保全隊）

第三十条の十二　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊情報保全隊を置く。

2　自衛隊情報保全隊は、自衛隊情報保全隊本部及び中央情報保全隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（自衛隊情報保全隊司令）

第三十条の十三　自衛隊情報保全隊の長は、自衛隊情報保全隊司令とする。

2　自衛隊情報保全隊司令は、陸将補、海将補又は空将補をもつて充てる。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二項中「防衛参事官、」を削る。

第二十三条を次のように改める。

（勤務延長者に係る若年定年退職者給付金の調整）

第二十三条　法第二十七条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる勤務延長月数（退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該若年定年退職者の退職した日が自衛官以外の職員の定年（法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。第二十四条の三第一号において同じ。）に達する日の翌日以後である場合にあつては、その者に係る算定基礎期間の年数を基礎として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額（以下この条において「調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額」という。）とする。

一　十二月以下　調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額から、当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数から一年を減じた年数を算定基礎期間として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額（次号において「一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額」という。）をそれぞれ減じた額（当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数が一年である場合にあつては、調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額）に、勤務延長月数を十二で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

二　十三月以上二十四月以下　次に掲げる第一回目の給付金又は第二回目の給付金に係る額をそれぞれ合算した額

イ　調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額から一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額をそれぞれ減じた額

ロ　一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額から、当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数から二年を減じた年数を算定基礎期間として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額（次号において「二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額」という。）をそれぞれ減じた額（当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数が二年である場合にあつては、一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額）に、勤務延長月数から十二月を減じた月数を十二で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

三　二十五月以上三十六月以下　次に掲げる第一回目の給付金又は第二回目の給付金に係る額をそれぞれ合算した額

イ　調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額から二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額をそれぞれ減じた額

ロ　二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額から、当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数から三年を減じた年数を算定基礎期間として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額をそれぞれ減じた額（当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数が三年である場合にあつては、二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額）に、勤務延長月数から二十四月を減じた月数を十二で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

第二十四条の三第一号中「（法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。）」を削る。

別表第三防衛省の項を削り、同表航空警戒管制団司令部の項の次に次のように加える。

自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	一種

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第四十五条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

一　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）第一条第六号

二　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第一条第六号

三　防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）第一条第四号

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　麻生　太郎